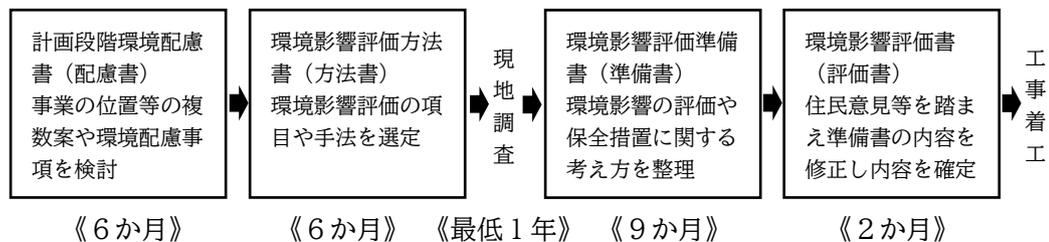


環境影響評価（環境アセスメント）制度の見直しに向けた検討の状況

1 環境アセスメント制度の概要

- ・道路、ダム、発電所、工業団地など大規模な開発行為が行われる際に、事業者自主的な環境配慮の観点からの検討を求める手続。手続の各段階で住民や市町長、知事等の意見を聴くプロセスがあり、事業実施に係る合意形成にも資するもの。
- ・本県では、昭和56年（1981年）に滋賀県環境影響評価に関する要綱を制定（平成10年に滋賀県環境影響評価条例として制定）して以降、ゴルフ場開発、廃棄物処理施設の建設、工業団地造成など90件の大規模事業に同制度を適用してきた（環境影響評価法および国要綱手続を含む）。

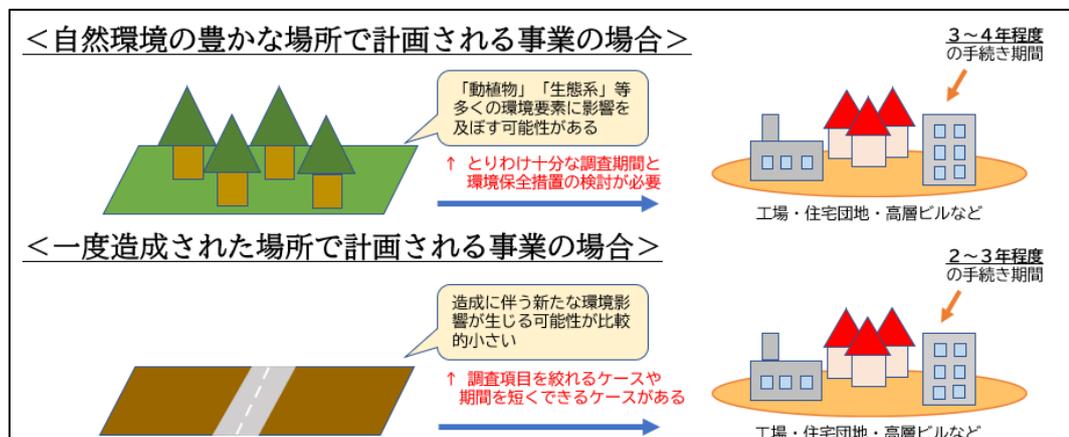
<滋賀県環境影響評価条例に基づく手続フローと標準的な所要期間>



【現状】

(1) 手続について

- ・県内で実施される環境影響評価手続（アセス手続）は、森林地域で計画される事業で3～4年、既造成地（農地含む）で計画される事業で2～3年の期間を要している。
- ・これは、事業実施に伴う環境影響を予測評価する項目が多岐に渡り、そのとりまとめや住民調整等に時間を要するためであり、特に自然環境の豊かな場所で計画される事業では時間を要する傾向にある。



《環境アセスの調査項目》

大気、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、地下水、地形・地質、地盤、土壤汚染、動植物・生態系、景観、温室効果ガス排出量 等

(2) 面積規模要件について

- ・条例では、工場建設と他の面的開発事業（工業団地や宅地開発等）の面積規模要件を次のとおりとしており、市町からは造成に伴う環境影響がほとんど変わらないことから、要件を設定した昭和 50 年代以降の環境改善の状況も踏まえ、要件の整合を図る（緩和する）べきではないかとの意見を受けている。

	工場建設	工業団地など（面的開発）
規模要件	敷地面積：10ha 以上 （工場跡地等は面積に不算入）	事業面積：20ha 以上 （森林：15ha 以上、自然公園：10ha 以上）

2 検討の状況

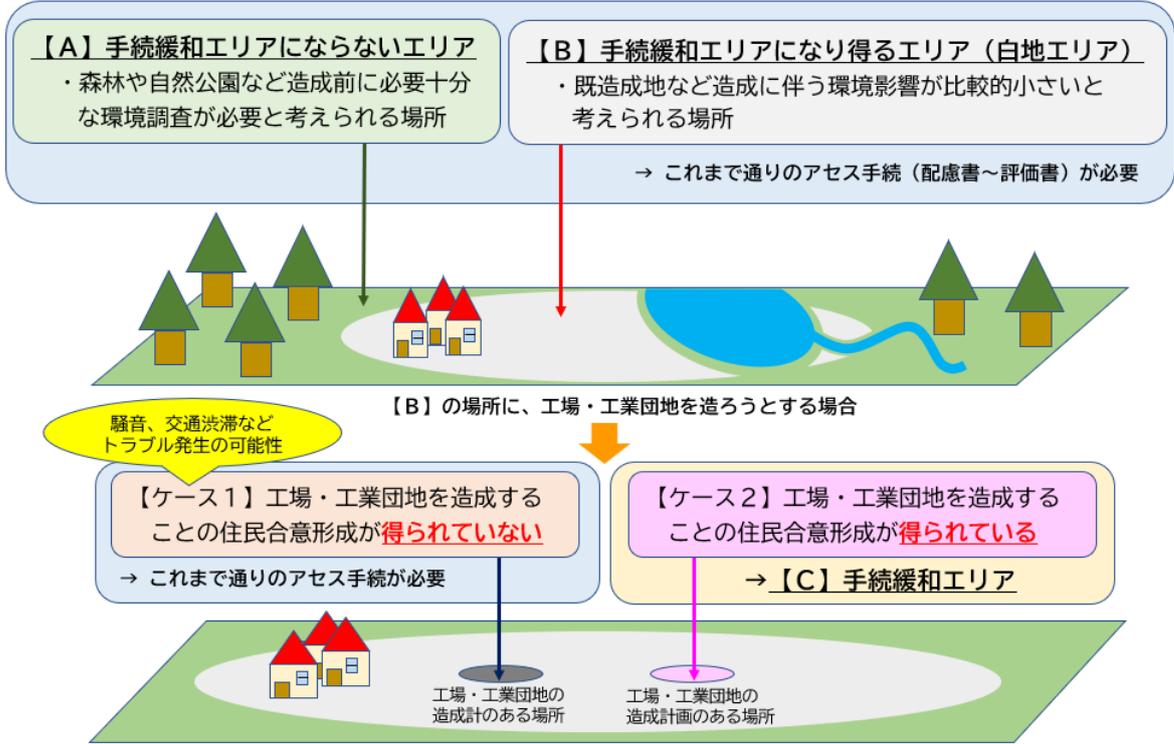
令和 6 年 9 月に滋賀県環境審議会会長に対し、「環境アセスメント制度の見直し」について諮問。12 月には、工場建設事業および工業団地造成事業に係るアセスメント制度の見直しに向けた基本的な考え方や今後の方向性をまとめた第 1 次答申を受けた（その後、パブリックコメントを実施）。

令和 7 年 1 月からは、「環境アセスメント制度見直し小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、制度見直しに向けた具体的な検討を進めているところであり、その状況は次のとおり。

(1) 手続の迅速化について

- ・アセスメント制度は、事業実施に伴う環境影響の回避低減を進め、事業実施に係る合意形成にも資するためのものである。このため、森林地域や自然公園など豊かな自然環境の存在する場所や、産業立地に係る住民合意形成が図られていないような場合は、これまで通りの手続を求めていく方針で検討中。
- ・その一方、既造成地（農地を含む）のように、造成に伴う環境影響が比較的小さい場所であって、都市計画の工業専用地域のように、工場や工業団地が立地することの合意形成が図られている場合には、手続を短くしていく方針で検討中。
- ・具体的には、次図のようなエリア分けをしていくイメージで検討中。

【エリアの区分明確化のイメージ】



【B】から【C】手続緩和エリアになるための条件

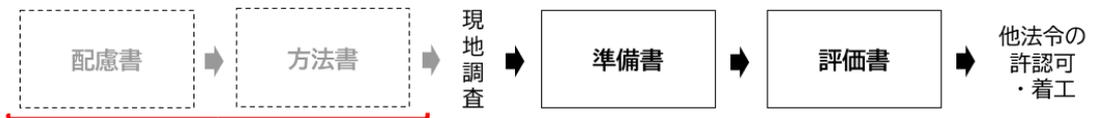
《検討中の制度（案）》

- ・都市計画法の工業専用地域 など
(工業専用地域になる可能性が明らかな場合を含む)

【C】手続緩和エリアで求める手続の内容

《検討中の制度（案）》

< 【C】の場所で工場・工業団地を造成する場合 >



原則省略 ⇒ 配慮書、方法書とも省略した場合、1～2年程度の手続き期間の短縮が見込まれる

※ 手続きの実施も可能

< それ以外 >



【A】 手続緩和エリアにならないエリアの具体例

《検討中の制度（案）》

- ・造成に伴う自然環境への影響や土砂災害の誘引が懸念されるエリアとして下表1～10の何れかに含まれるエリアを想定。
- ・このような場所での造成計画については、立地選定（配慮書手続）からの手続を求め、事業実施に伴う影響の回避低減を図る必要がある。

	区域名	根拠法令	概要
1	森林地域	国土利用計画法	・森林の有する多面的機能の維持増進や林業の振興を図る必要がある区域 ・水源森林地域（水源森林地域保全条例）や保安林（森林法）等も含まれる
2	自然公園	自然公園法・滋賀県自然公園条例	・優れた自然風景地の保護等を図る地域（都市計画や農耕地から保護された領域）
3	ヨシ群落保全区域	ヨシ群落保全条例	・自然景観、魚類鳥類の生息、湖岸の侵食防止、水質保全の観点からヨシ群落の保全に努める地域
4	希少野生動植物種の生息・生育地保護区	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	・希少動植物の保護のために必要と認められる生息地や生育地およびこれらと一体的に保護を図る必要のある区域
5	鳥獣保護区域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・鳥獣の保護を目的として指定される区域
6	自然環境保全地域	滋賀県自然環境保全条例	・自然的社会的諸条件からみて、その地域の自然環境を保全することが特に必要な地域
7	土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・土砂災害が発生した場合に土石などが到達し、住民の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域
8	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者などに被害が及ぶ可能性がある場所
9	砂防指定地	砂防法	・土砂流出被害防止の観点から、砂防設備が必要な土地、または一定の行為が制限された土地
10	河川区域および河川保全区域	河川法	・堤防や護岸などの河川管理施設を保護するために設けられた区域

（2）面積規模要件の見直しについて

- ・第1次答申では、上記のエリア分けの議論と併せて、面積要件の整合を図る必要性についても検討する必要があるとされたところであり、工場の面積規模要件を他の面的開発事業にあわせ、10ha から 20ha に緩和することについて、小委員会で御意見をいただく予定。

3 今後の予定

- 6月 環境・農水常任委員会に報告
- 6～9月 2回程度の小委員会を開催
(制度見直しに係る答申案をとりまとめ)
- 10月頃 環境・農水常任委員会に報告
環境審議会（答申案を審議）

※答申後、条例、規則改正に向けた手続を進める予定

参考資料

(1) 各都道府県アセス条例の面積規模要件

■「工業団地」の面積要件

面積規模	数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、茨城、富山、和歌山、鳥取
50ha～	19	北海道、青森、福島、栃木、千葉、石川、長野、静岡、京都、大阪、奈良、島根、岡山、広島、山口、高知、福岡、熊本（地下水保全地域は25ha）、宮崎
40ha～	4	福井、岐阜、鹿児島、佐賀（35ha～）
30ha～	2	長崎、大分
20ha～	6	群馬、埼玉、三重（簡易アセス10ha～）、滋賀、香川、沖縄
15ha～	1	山梨
10ha～	2	神奈川、東京（全て）

■「工場」の面積要件

面積規模	数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、茨城、富山、和歌山、鳥取
50ha～	18	北海道、青森、福島、栃木、千葉、石川、長野、静岡、京都、大阪、島根、岡山、広島、山口、高知、福岡、熊本（地下水保全地域は25ha）、宮崎
40ha～	4	福井、鹿児島、佐賀（35ha～）
30ha～	2	長崎、大分
20ha～	6	群馬、埼玉、三重（簡易アセス10ha～）、香川、岐阜（かつ改変8ha～）、沖縄
15ha～	2	山梨、奈良
10ha～	3	神奈川、滋賀、東京（敷地0.9ha～、建築0.3ha～）

※上記内訳の枠囲い（網掛け）は、工場と工業団地の規模要件が異なる都県を示す。

※工業団地の要件のうち、北海道、岩手、福島、群馬、福井、京都、徳島、山口は第2種事業（アセス手続の要否を個別に判断する事業）を規定しているため、その要件で比較している。第1種事業（必ず手続を行う事業）では、北海道・岩手・山口：100ha以上、福島・京都：70ha以上、群馬・福井：50ha以上。

※工場の要件のうち、福島、福井は第2種事業（アセス手続の要否を個別に判断する事業）を規定しているため、その要件で比較している。第1種事業（必ず手続を行う事業）では、福島：75ha以上、福井：50ha以上

(2) アセス制度見直しに係るアンケート調査結果（令和6年8～9月に実施）

<市町向けアンケート>

- ・産業誘致の課題としてネックになっているものから順に順位をつけてもらったところ、一番影響の大きいのは「農地」「都市計画」関係。アセス制度は2～3番目に影響があるとの意見であった。

（単位：回答した市町数）

課題	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目
農地関係	8	8	1	0	0
都市計画関係	4	3	3	4	3
環境影響評価制度関係	1	5	5	2	0
産業振興に係る補助金等	0	1	2	3	6
工業用水関係	1	0	3	5	5
その他	5	1	1	1	1

- ・「アセス制度の面積要件を緩和すべきか」という質問に対しては、「緩和すべき（どちらかといえば緩和すべき）」との回答が11市町。「どちらかといえば緩和すべきでない」との回答が2市町（高島市、甲良町）であった。
- ・緩和すべきでない理由としては、大規模事業は環境影響が大きく地元とトラブルになるケースもあり、一定の手続を経た上で実施されるべきというものであった。

選択肢	市町数
緩和すべき	10
どちらかといえば緩和すべき	1
どちらかといえば緩和すべきではない	2
緩和すべきではない	0
どちらでもない	6

<県民向けアンケート>

- ・産業振興の観点から「工場」「工業団地」の面積要件を緩和すべきという回答は118名（回答者の約49%）であり、緩和すべきでないという回答は50名（回答者の約21%）であった（全回答者241名）。
- ・「緩和すべき」と回答した方の中にも、「修復不能な環境影響が生じないようにすべき」「地元の納得の上で事業をすべき」という意見があった。

<企業・団体向けアンケート>

- ・社会情勢の変化を踏まえ必要に応じて規制等の緩和も検討されるべき。
- ・造成等に伴う新たな環境影響が生じない場合や地元と一定の合意形成が図られている場合といった意見のほか、先進的な産業の誘致や地域雇用の創出につながる場合に要件緩和を検討すべきという意見もあった。

(3) パブリックコメント（R7.1.17～R7.2.17）で出された意見

- ・近隣他府県と比較して環境影響評価が必要となる面積の規定が厳しく、企業の投資機会を逃がしている。今後滋賀県が継続して発展するためには、若年層にとって働く場所の選択肢を広く確保していくことが重要。環境も重要な要素ではあるが、現時点では環境の比重が高すぎるものと認識している。環境影響評価の面積基準を厳しくしていることで、大規模な開発を事業者が控える影響もある。結果として本来大規模な開発が行われていれば事業者の負担により整備されていた道路インフラ等が整備されず、不均衡な開発や交通の混乱につながっているのではないかと認識している。環境保全と産業振興のバランスにおいて、保全エリアと産業振興エリアに分けて対処するのであれば産業振興エリアについては大幅な基準緩和を図る方向で検討願いたい。 【以上1件】

(4) 滋賀県環境影響評価条例の対象事業（一覧）

対象事業の種類	対 象 規 模 要 件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、樋水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積 3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 ^{注2} は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 ^{注2} は10ha以上増））
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上 （40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上 （森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上 （森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上 （森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上） （増設 20ha以上 （森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上））
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上（増設 日 2,000m ³ 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積（次の土地の部分を除く ^ア ） 10ha以上 （増設 10ha以上の増 ） ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの (7) 当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと。 (4) 当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと。
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m ² 以上（増築、改築 5万m ² 以上）
17. その他	都市公園 改変 20ha以上 （森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上） スキー場 改変 20ha以上 （森林 ^{注1} は15ha以上、自然公園 ^{注2} は10ha以上）

注1) 森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合

注2) 自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

※「13. 宅地の造成事業」には、宅地だけではなく事業用地（太陽光発電事業用地、物流倉庫事業用地等）の造成事業が含まれる